

亀山市告示第52号

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件を満たす<u>もの</u>とする。ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限り対象者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律</p>	<p><u>亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件を満たす<u>者</u>とする。ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限り対象者とする。</p> <p>(1) 児童扶養手当法（昭和36年法律</p>

第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者とする。ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超える場合であっても、1月から7月までの間に第7条の規定による給付金の支給申請(以下「支給申請」という。)をする場合にあっては3年前の年の所得水準が、8月から12月までの間に支給申請をする場合にあっては前々年の所得水準が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であるときは、申請日の属する月から12か月間に限り、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるものとする。

[(2) 及び (3) 略]

(給付金の支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該

第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者又は同等の所得水準にある者

[(2) 及び (3) 略]

(給付金の支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするも

対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(修業の期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。)については、月額14万円)

[(2) 略]

[2～5 略]

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給

のを含む。以下同じ。)が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給の請求をする場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(修業の期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。)については、月額14万円)

[(2) 略]

[2～5 略]

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給

申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる」と市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 申請者及びその者の扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 申請者の児童扶養手当証書の写し又は養育費に関する申告書（様式第2号）

イ 申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規

申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の写し

(2) 申請者の児童扶養手当証書の写し

（申請者が児童扶養手当の受給者である場合に限る。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）並びに養育費に関する申告書（様式第2号）

定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第3号。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の当該年度（4月から7月までの間に申請する場合は前年度）の市町村民税の納税証明書その他第5条第1項各号に掲げる対象者に該当することを証明する書類

(4) [略]

(給付金の支給決定)

[号を加える。]

(3) [略]

(給付金の支給決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で、給付金の支給の可否を決定し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の請求等）

第9条 前条に規定する支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書（様式第5号）に、在籍証明書を添付して、毎月、市長に請求しなければならない。

[2 略]

（受給資格の喪失等）

第11条 [略]

2 支給決定者は、前項第2号及び第3号に該当することになったときは、速やかに母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（様式第7号）により、当該取消しに係る者に通知するものとする。

（更新申請）

第8条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査した上で、給付金の支給の可否を決定し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の請求等）

第9条 前条に規定する支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書（様式第4号）に、在籍証明書を添付して、毎月、市長に請求しなければならない。

[2 略]

（受給資格の喪失等）

第11条 [略]

2 支給決定者は、前項第2号及び第3号に該当することになったときは、速やかに母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（様式第6号）により、当該取消しに係る者に通知するものとする。

（更新申請）

第14条 養成機関における修業を修了する月が給付金の支給の決定を受けた年度の翌年度以降にある者は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給更新申請書（様式第8号）を市長が定める日までに提出しなければならない。

第14条 養成機関における修業を修了する月が給付金の支給の決定を受けた年度の翌年度以降にある者は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給更新申請書（様式第7号）を市長が定める日までに提出しなければならない。

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所
氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号

亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

養成機関	名 称	
	所 在 地	
養成機関への修業期間		年 月 日（受講開始日）から 年 月 日まで
取得予定の資格の名称		
児童扶養手当証書番号		

（添付書類）

- 1 申請者及びその者の扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 次に掲げるいずれかの書類
 - （1）申請者の児童扶養手当証書の写し又は養育費に関する申告書（様式第2号）
 - （2）申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第3号。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - （3）申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数並びに老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対

象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の当該年度（4月から7月までの間に申請する場合は前年度）の市町村民税の納税証明書その他亀山市母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業実施要綱第5条第1項各号に掲げる対象者に該当することを証明する書類

4 養成機関の在籍証明書

同意書

母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が住民基本台帳等を閲覧することに同意します。

氏名

印

様式第2号中「児童扶養手当を受給している母親又は父親」を「母子家庭の母親又は父子家庭の父親」に改める。

様式第7号を様式第8号とし、様式第6号を様式第7号とし、様式第5号を様式第6号とする。

「修業の期間 年 月 日（受講開始日）から
様式第4号中 年 月 日まで を「請求
請求金額 金 _____ 円」
金額 金 _____ 円（ 月分）」に改め、同様式を様式第5号
とし、様式第3号を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

亀山市長 様

住所

氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			
	個人番号					
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			
	個人番号					
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名		住所(別居の場合)			
	個人番号					

<添付書類>

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

<注意事項>

- ・この申立書は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の親族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である。
- (2) あなたと生計を一にしている。
- (3) 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下である。
- (4) 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない。

同意書

母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給の可否決定に当たり、市職員が課税台帳等の資料を閲覧することに同意します。

氏名



附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。